



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャックス
代表者名 取締役社長 板垣 康義
コード番号 8584 (東証第一部)
問合せ先: 取締役常務執行役員 川上 昇
(TEL : 03 - 5448 - 1311)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 86 期定時株主総会に、下記のとおり単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 86 期定時株主総会において、以下「2. 株式併合」に関する議案及び「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に照らし、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

- ① 株式併合する株式の種類
普通株式

② 株式併合の比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって同年 9 月 30 日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式について、5 株につき 1 株の割合で株式併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	175,395,808 株
株式併合により減少する株式数	140,316,647 株
株式併合後の発行済株式総数	35,079,161 株

(注) 株式併合により減少する株式数は、株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となります。株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数(割合)
総株主	6,071 名 (100.0%)	175,395,808 株 (100.0%)
5 株未満所有株主	219 名 (3.6%)	312 株 (0.0%)
5 株以上所有株主	5,852 名 (96.4%)	175,395,496 株 (100.0%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 219 名（所有株式数の合計 312 株）が株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことが可能です。詳細につきましては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合を行った結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 可能株式併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

株式併合前の発行可能株式総数	394,550,000 株
株式併合後の発行可能株式総数	78,910,000 株

(6) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 86 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 株式併合の実施に伴い、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。（変更案第 6 条及び第 8 条）
- ② 当社グループの既存事業の実態により即した内容とするため、信用購入あっせん業務からクレジットカード業務を切り離し、事業の明確化を図ることを目的に項目の追加を行うものであります。また条文新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。（変更案第 2 条）

- ③ 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」において、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、賠償責任の限度額の見直しを含め変更するものであります。(変更案第 28 条及び第 38 条)

なお、現行定款第 28 条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第 2 条 (新設) <u>2. ～ 32.</u> (省略)</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>394, 550, 000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1, 000 株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>800 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></u></p> <p>(監査役 of 責任免除) 第 38 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>80 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></u></p> <p>附則</p>	<p>(目的) 第 2 条 2. <u>クレジットカードに関する業務</u> 3. ～ 33. (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>78, 910, 000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第 38 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>附則 <u>本定款第 6 条及び第 8 条の変更の効力発生日は、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 86 期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u></p>

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

- (1) 取締役会決議日 平成 29 年 5 月 15 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
- (3) 単元株式数変更の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
- (4) 株式併合の効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
- (5) 定款の一部変更の効力発生日
 - ① 第 2 条 (目的)、第 28 条 (取締役の責任免除) 及び第 38 条 (監査役の責任免除)
平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
 - ② 第 6 条 (発行可能株式総数) 及び第 8 条 (単元株式数)
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q1.単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A1.単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、5株を1株に併合いたします。

Q2.単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A2.東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に照らし、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q3.株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3.株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終名簿に記載または記録された所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨て）となります。また、効力発生後の議決権個数は、ご所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,500株	1個	300株	3個	なし
例③	1,030株	1個	206株	2個	なし
例④	109株	なし	21株	なし	0.8株
例⑤	2株	なし	なし	なし	0.4株

- ・例①、例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例③、例④で発生する単元株未満株式（例③は6株、例④は21株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・例④、例⑤において発生する端数株式相当分（例④は0.8株、例⑤は0.4株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例⑤においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

Q4.株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A4.今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響を生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q5.株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A5.株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取り配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q6.1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A6. 株式併合前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A7. 次のとおり予定しています。

平成29年6月29日	定時株主総会決議日
平成29年9月26日	現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日
平成29年9月27日	当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更
平成29年10月1日	単元株式数の変更と株式併合の効力発生日
平成29年10月下旬	株主の皆様へ株式併合割当通知の発送
平成29年12月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）